

農地を借りたい

農 業 者 と

農業者が不足している

地 域 の

＼ マッチングを支援します！！ ＼

支援の内容

①地域の農地所有者、耕作者の調査

対象区域内の農地所有者と耕作者の調査を行います。

②案内文等の送付、説明会・個別相談の実施

事業の案内文の送付や説明会及び個別相談を行います。

③農地の貸借手続き及び制度の説明

農地バンクを利用した農地の貸借契約の書類作成等を行います。

④農業の担い手不在地域への農業者の誘致等

支援対象の地域に農業の担い手がない場合、地域内外から新たな農業者の確保に向けた支援を行います。

⑤機構集積協力金を活用した地域農業者の負担軽減

機構集積協力金を活用し、地域農業者の負担軽減を目指します。

支援の対象

①幸手市内で農業経営規模の拡大を目指す農業者

- ・ 農地中間管理機構を活用した賃借契約を行えること。
- ・ 借受希望面積が水稻作で5ha以上又は畑作で2ha以上であること。

②新たな地域農業の担い手を誘致（誘致できる体制を整備） したい地域

- ・ 対象区域内の農地面積が概ね10ha以上あること。

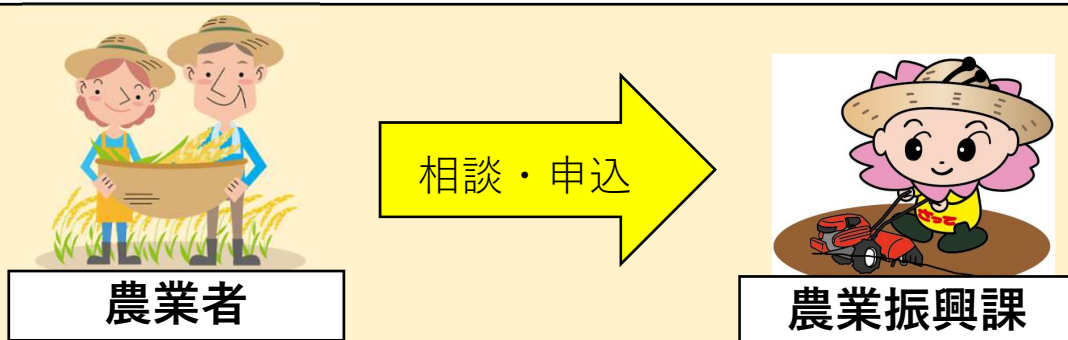
※対象条件は、あくまで目安であり他の地域や農業者と共同で支援を行うことも可能です。

取組による効果

- ①現在の農業者が耕作を継続できなくなった場合に、農地バンクの活用による地域農業の担い手に耕作を依頼できる体制の整備
- ②担い手の誘致による、農地の受け皿の拡大と不耕作地の減少による地域農業の活性化

申込方法

- ①幸手市内で農業経営規模の拡大を目指す農業者
農業振興課までご相談ください。



- ②新たな地域農業の担い手を誘致(誘致できる体制を整備)したい地域

支援を希望する地域の代表者等（区長や自治会長、地域団体の代表）から、農業振興課までご相談ください。なお、個人が支援を希望する地域の代表として相談を行うことも問題ありません。



※地域を対象とした支援のため、個人での相談はお控えください。